

議第81号

三島市特別会計条例の一部を改正する条例案

三島市特別会計条例（昭和51年三島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第2条中「第4号」を「第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第1条の規定は、平成27年度の予算から適用し、平成26年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

平成25年12月10日提出

三島市長 豊岡 武士